

建設業者のみなさまへ

～工事施工にあたっての留意事項～

平成28年6月
山形県

公共工事の施工にあたっては、建設業法をはじめとする関係諸法令により遵守すべき事項が定められており、下記1から3に掲げる項目等に違反した場合、建設業法による行政処分や指名停止処分、又は指導等を受けることとなりますので、県発注工事の受注・施工に際しての適正な施工体制の維持、品質確保、下請における県内建設業者の活用などの観点からも、以下の点になお一層留意してください。

1 入札契約適正化法の遵守

公共工事については、「入札契約適正化法※」により次の事項が義務付けられていますので、工事施工にあたって法令遵守を徹底してください。

※ 入札契約適正化法…「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

(1) 一括下請の全面禁止

(民間工事では、一部の工事を除き、発注者の書面承諾がある場合に一括下請が認められています。)

(2) 施工体制台帳の写しの速やかな提出

(平成27年4月から金額にかかわらず全ての公共工事で施工体制台帳の作成が義務付けられました。)

(3) 県による現場の施工体制の点検を受けること

(4) 施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること

2 元請と下請との関係の適正化

県発注工事における適正な元請下請関係を確保するため、「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」において、元請業者及び下請業者の遵守すべき事項を定めています。

要領に基づき、工事現場における元請下請関係の適正化や関係法令の遵守による適正な労働条件の確保等に十分留意して工事施工にあってください。

特に留意すべき事項

(1) 県発注工事にかかる暴力団関係業者の排除等

全ての下請業者に対して、**暴力団等の排除に関する誓約書の提出**や、暴力団等から不当要求があった場合の**警察への通報と発注者等への報告**が義務付けられています。

〔・県から直接請け負った元請(名簿掲載業者のみ)は、平成27年4月から提出不要です。
・下請業者については、名簿掲載有無にかかわらず提出が必要です。〕

(2) 下請体系の把握と下請選定の留意

下請選定にあたり、建設業許可業者と契約するようお願いしております。建設業の無許可業者と下請契約を締結する場合、**無許可業者の施工は軽微な工事のみ**となります。

【軽微な工事】 建築一式工事：1,500万円未満※の工事 または 150㎡未満の木造住宅工事
建築以外の工事：500万円未満※の工事

※ 材料を支給する場合には、支給する材料費等を含みます。

ポイント1 ⇒ 無許可業者と500万円以上となる下請契約はできません。

ポイント2 ⇒ 許可業者であっても工事内容が“許可を受けていない業種”のときは、軽微な工事(支給する材料費を含めて500万円未満)しか契約できません。

ポイント3 ⇒ 県外に本店のある建設業者が県内営業所で請負契約する場合、国土交通大臣許可業者しか契約できません。(知事許可業者が県外営業所で請負契約することはできません。)

※ 元請業者におかれましては、1次下請以下のすべての下請業者に対して周知をお願いします。

3 適切な技術者の配置

(1) 主任技術者又は監理技術者の配置

主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)は一定の資格要件等が必要です。
なお、監理技術者等の途中交代については、原則として、監理技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合等以外には認められません。

【工事現場への専任配置】 公共工事または公共性のある工事では、**元請・下請に関わらず、**請負金額が**3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上**となる工事では**専任**での配置が必要です。(一定の条件下で緩和措置があります。)

なお、営業所専任技術者を現場へ専任配置することはできません。

【監理技術者の配置】 **元請業者は、下請への請負金額の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上**となる工事では、主任技術者に代えて**監理技術者**を専任で配置する必要があります。

(2) 監理技術者等の雇用関係

監理技術者等は、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならず、他社在籍出向者や組合構成企業からの配置は認められません。

【元請業者の監理技術者等は3ヶ月以上の雇用関係が必要】

公共工事においては、元請業者の専任の監理技術者等について、**入札の申込のあった日**（指名競争の場合で入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出のあった日）**以前に3ヶ月以上の雇用関係**にあることが必要とされています。

4 県内企業の積極的な活用について

県内経済は大変厳しい状況にあり、雇用情勢にも深刻な影響を及ぼしております。県内経済の回復のためには、地域経済に対する公共工事を通じた一層の波及効果の拡大が求められており、また、地域の社会資本整備、維持管理等において県内の建設業者でできることは、県内の建設業者がその役割を担うことが重要です。

県発注工事を受注された際は、**下請業者の選定や建設資材の調達**について、**県内企業及び県産品の積極的な活用を要請**いたします。

5 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あての通知（技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成28年1月20日付け国土入企第12号））に基づき、法改正等の趣旨も踏まえ適切に対応するようお願いいたします。